

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第65号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年4月26日 02時40分ごろ
発生場所	岡山県玉野市 筏島 ^{いかだ} 南西方沖 大蛭島 ^{おおひる} 灯台から真方位217° 1,500m付近 (概位 北緯34°30.10′ 東経134°00.36′)
事故等調査の経過	平成27年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 神協丸 ^{しんきょう} 、196トン 134763、神協海運株式会社 B 引船 第八大貴丸 ^{だいま} 、18トン 244-10551広島、有限会社北栄海運、有限会社広島合同海運 C 台船 503DB、343トン なし、富美船舶株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に凹損 B 船首部防舷材に擦過傷 C 左舷船首部に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材約639tを積載し、船長Aが単独の船橋当直につき、法定灯火を表示し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により筏島南方沖を南南西進した。 船長Aは、右舷船首方2,000m付近に‘複数の点滅している灯火’（以下「本件灯火」という。）を認め、さわら流し網漁の作業をしながら漂泊中の漁船の灯火と思い、本件灯火を右舷方に見て通過するつもりで南南西進を続けた。 船長Aは、筏島南西方沖に達したとき、本件灯火が、B船がC船をえい航している灯火であったことを知り、衝突のおそれを感じてB船に向けて探照灯を照射した。 A船は、平成27年4月26日02時40分ごろ、筏島南西方沖において、その右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。

	<p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、機械類約80tを積載したC船をえい航して引船列（以下「B船引船列」という。）を構成し、甲板員Bが単独の船橋当直につき、灯火を表示し、約5knの速力で手動操舵により香川県直島町京ノ上^{なおしま}上^{きょうのじょうろう}藺島南東方沖を東北東進した。</p> <p>甲板員Bは、京ノ上藺島南東方沖で船首方2海里（M）付近にA船の白灯を認め、A船との距離が船首方1.5M付近になった頃、A船の緑灯も認めたので、東側に寄って航行しようと思ひ、徐々に右転して東北東進を続けた。</p> <p>甲板員Bは、A船と左舷対左舷で通過するつもりであり、いずれA船がB船引船列を避けてくれるものと思つて筏島南西方沖を東北東進していたところ、船橋内に入る排気ガスの臭いが気になり始め、船橋内の窓や扉の開け閉めを何度か繰り返すうち、A船から探照灯を照射されたことに気付き、衝突の危険を感じて右転した。</p> <p>B船は、右転しながらA船と衝突し、続いてB船の船尾部とC船の左舷船首部とが衝突した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穩、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船引船列は、えい航索の長さが約45mであり、C船の長さが約30mであった。</p> <p>B船は、マスト灯2個、船尾灯、舷灯及び引き船灯を表示していた。</p> <p>C船は、四隅に点滅灯が設置され、右舷側の船首部及び船尾部に白色の点滅灯が、左舷側の船首部及び船尾部に赤色の点滅灯がそれぞれ点灯していた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、筏島東方沖を航行中にさわら流し網漁の操業をしている漁船を多数見掛けていたので、本件灯火をさわら流し網漁の操業をしながら漂泊中の漁船の灯火だと思つた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、筏島南西方沖を南南西進中、船長Aが、本件灯火を漂泊中の漁船の灯火と思ひ込み、見張りを適切に行っていなかったことから、B船引船列に接近していることに気付かず、B船引船列と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、さわら流し網漁の操業をしている漁船を多数見掛けていたことから、本件灯火を見てさわら流し網漁の操業をしながら漂泊中の漁船の灯火と思つたものと考えられる。</p> <p>B船引船列は、筏島南西方沖を東北東進中、甲板員Bが、いずれA</p>

	<p>船がB船引船列を避けてくれるものと思い、船橋内の換気を繰り返し行って、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、筏島南西方沖において、A船が南南西進中、B船引船列が東北東進中、船長Aが本件灯火を漂泊中の漁船の灯火と思い込み、また、甲板員Bが、いずれA船がB船引船列を避けてくれるものと思い、共に見張りを適切に行っていなかったため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 正規の灯火を表示すること。